

# 一般財団法人 日本鯨類研究所 役員退職手当規程

制定 平成 14 年 6 月 19 日

改正 平成 22 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 一般財団法人日本鯨類研究所（以下「本研究所」という。）の常勤の役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、本研究所定款第 3 4 条の規定により解任された場合（役員が心身の故障のため職務を執行することができないものとして解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

(支給額)

第 3 条 退職手当の額は、当該役員が受けた役位別報酬月額に各役位の満 60 歳までの在任年数及び役位別支給係数を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

3 役位別支給係数は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 3. 5
- (2) 専務理事 3. 2
- (3) その他役員 3. 0

(在任年数の計算)

第 4 条 在任年数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 年に満たない期間については 1 2 分の在任月数（1 月に満たない端数を生じたときは、1 月と計算する）により計算するものとする。

2 役員が任期満了の日に再び同一の役職の役員に就任したときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第 5 条 第 2 条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 1 1 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(遺族からの排除)

第6条 遺族からの排除については、国家公務員退職手当法第11条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第7条 役員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。

ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、その限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(就任の日から退職した日までをいう。次条及び第9条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第8条 理事長は、退職した役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し退職手当を支給することが、本研究所の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、退職手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが、一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職手当の返納)

第9条 退職手当の返納については、国家公務員退職手当法第12条の3第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「各省各庁の長等」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(実施細則)

第10条 退職手当の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成14年6月19日から施行する。

附 則

(改正の実施時期)

この改正は、平成22年10月1日から実施する。ただし、この改正の施行の際、現に満60歳を超えている者についての第3条第1項の適用については、同項中「満60歳までの」とあるのは、「平成22年9月30日までの」とする。